



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課) 一
- 大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課) 一
- 美里町営土地改良事業諸倉池地区(ため池等整備事業)の工事完了 (本庄農林) 二
- 県営土地改良事業斎条地区(区画整理事業)の換地処分 (農村整備課) 三
- 上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画の

- 変更許可 (市街地整備課) 三
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正 (出納総務課) 三
- 最適化システム用サーバ等の賃貸借に係る一般競争入札の公告 (会計課) 三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課) 五
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更 (東松山県土) 五
- 選挙管理委員会の招集 (選管委) 六

告示

埼玉県告示第七百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたの

で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成二十一年五月十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

ク

特定非営利活動法人起業人材バンク

ク

埼玉県告示第七百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤル金物北本

北本市本宿五丁目百七十二番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) ドン・キホーテ北本店

(変更後) ロイヤル金物北本

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治  
東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五階  
(変更後)

ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 芳森 新誠  
大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号 大和ビル六階

ハ 変更年月日

平成二十一年四月二十二日

二 届出年月日

平成二十一年四月三十日

二 縦覧期間

平成二十一年五月十九日から平成二十一年九月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年五月十九日から平成二十一年九月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

#### 埼玉県告示第七百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

一 届出の概要等

埼玉県知事 上田 清 司

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤル金物北本  
北本市本宿五丁目百七十二番地一  
変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 二箇所 一六四台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 一箇所 八二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 三箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 二箇所

ハ 変更年月日

平成二十二年一月一日

二 届出年月日

平成二十一年四月三十日

二 縦覧期間

平成二十一年五月十九日から平成二十一年九月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年五月十九日から平成二十一年九月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

#### 埼玉県告示第七百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、児玉郡美里町長から次の土地改良

事業の工事を完了した旨の届け出があった。

平成二十一年五月十九日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 名称  
団体営ため池等整備事業
- 二 地区の所在地  
諸倉池地区
- 三 工事完了年月日  
平成二十一年三月二十七日

埼玉県告示第七百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年五月十一日に県営土地改良事業斎条地区(区画整理事業)の換地処分をした。

平成二十一年五月十九日

埼玉県知事 上田清司

~~~~~

埼玉県告示第七百二十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、上尾都市計画上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

~~~~~

埼玉県告示第七百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

上尾中山道東側地区市街地再開発組

合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十四年十二月末日まで

三 施行地区

上尾市上町一丁目の一部

上尾市宮本町の一部

四 事務所の所在地

上尾市仲町一丁目七番八号

五 施行認可の年月日

平成十九年十二月二十五日

六 変更の内容

設計の概要、事業施行期間、資金計画、添付図書

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十一年五月十九日

~~~~~

埼玉県告示第七百二十七号

昭和四十六年埼玉県告示第七百七十四号(埼玉県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成二十一年六月一日から施行する。

平成二十一年五月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 二中「埼玉県内」を「国内」に改める。

~~~~~

平成二十一年五月十九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

最適化システム用サーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年10月1日(木)から平成26年12月31日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

<p>(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 8 年 6 月 13 日付け出物第 180 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。</p>	<p>(5) 開札の場所及び日時 埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成 21 年 7 月 1 日 (水) 午前 10 時 40 分</p>
<p>(5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成 19 年 3 月 27 日付け出物第 1153 号) に基づく指名除外措置を受けていない者であること。</p>	<p>4 その他</p>
<p>(6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による。)</p>	<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>
<p>3 入札書の提出場所等</p>	<p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p>
<p>(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話 048-832-0110 内線 2245 ファクシミリ 048-824-4607</p>	<p>ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。) 第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。</p>
<p>(2) 入札説明書の交付方法</p>	<p>イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。</p>
<p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。</p>	<p>(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成 21 年 6 月 24 日 (水) 午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格 (2 (6) に定める競争入札参加資格を除く。) の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>
<p>イ 紙媒体での入札を希望する場合 上記(1)の交付場所において交付する (事前に電話により連絡をすること。)</p>	<p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合 同システムから確認申請する。</p>
<p>(3) 仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する (事前に電話により連絡をすること。)</p>	<p>イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 3 (1) の提出先まで郵送又は持参すること。</p>
<p>(4) 入札書受付期間</p>	<p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。</p>
<p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成 21 年 7 月 1 日 (水) 午前 10 時 30 分まで</p>	<p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第 106 号) 第 9 条の規定に該当する入札書</p>
<p>イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合</p>	<p>(5) 契約書作成の要否</p>
<p>(ア) 郵送の場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成 21 年 6 月 30 日 (火) 午後 5 時まで (必着)</p>	
<p>(イ) 持参の場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成 21 年 7 月 1 日 (水) 午前 10 時 30 分まで</p>	
<p>なお代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。</p>	

要

- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (7) 手続における交渉の有無  
無
  - (8) 競争入札参加資格の付与  
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成21年6月19日(金)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
  - (9) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受付した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
  - (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A lease of Optimization

system server etc.

- (2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., July 1, 2009 By mail ; 5 : 00 p.m., June 30, 2009 In person ; 10 : 30 a.m., July 1, 2009
- (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head-quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第四百四十四の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年五月十九日

埼玉県川越県税事務所長

田中昭夫

氏名又は名称	有限会社ムサシ砥油商会
代表者の氏名	濱 博人
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県川越市今福四七九一三
指定取消年月日	平成二十一年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年五月十九日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田 耕三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧	比企郡嵐山町大字越畑字三田堂二〇四二番一地从前同郡同町大字越畑字三田堂二〇二七番一地从前	一一・〇〇	一一一・〇〇	地方道路交付金(交通安全)整備工事
新		一一・〇〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年五月十九日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田耕三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備考
		区 間	一五・八〇、 一八・四〇	四二・〇〇		地方道路交付金(交通安全)整備工事
比企郡嵐山町大字越畑字岩崎五五番一地先から同郡小川町大字奈良梨字関田五九番一地先まで			一五・八〇、 二二・二〇			

埼玉県選管告示第七十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年五月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十一年五月二十一日 午後二時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について  
ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)